

○外務省
財務省
国土交通省
告示第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置
法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項及び二の項の規定に基づき、国際連合安全保障理事
会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び
二の項の規定に基づき物資を告示する件（平成二十九年
外務省
財務省
国土交通省
告示第二号）の一部を改正する告示を次
のように定める。

令和元年六月二十八日

外務大臣 河野 太郎

財務大臣 麻生 太郎

国土交通大臣 石井 啓一

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別
措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件の一部を改正する告示

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置

法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件（平成二十九年外務省
財務省
国土交通省告示第二号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。